

# 施設使用料の見直し方針

(事務取扱基準)

平成31年(2019年)3月 策定  
令和6年(2024年)9月 一部改訂

酒 田 市

# 目次

1	はじめに .....	1
2	見直し方針の対象 .....	2
	（1）受益者負担の種類 .....	2
	（2）本方針の適用除外 .....	2
3	本市の公の施設を取り巻く状況 .....	3
	（1）公共施設のあり方 .....	3
	（2）公の施設の現状分析 .....	3
4	基本的な方針 .....	4
	（1）算定方法の統一・明確化 .....	4
	（2）受益者負担の適正化 .....	4
	（3）受益者負担割合の設定 .....	4
	（4）減額・免除制度 .....	4
	（5）効果的・効率的な公の施設運営 .....	4
5	受益者負担割合の設定 .....	5
	（1）受益者負担割合の考え方 .....	5
	（2）受益者負担割合の設定 .....	5
6	使用料の算定 .....	7
	（1）使用料の目的 .....	7
	（2）使用料の負担範囲 .....	7
	（3）使用料の算定 .....	7
	（4）算定原価 .....	7
	（5）具体的な算定方法 .....	10
7	付帯的な使用料の取扱い .....	12
	（1）冷暖房使用料 .....	12
	（2）付属設備使用料 .....	12
	（3）備品使用料 .....	13
8	利用者・利用方法による料金の調整 .....	14
	（1）利用者の性質による取扱い .....	14
	（2）営利目的利用の取扱い .....	15
	（3）時間帯別・曜日別の取扱い .....	16
	（4）その他の調整項目 .....	16
9	改定額の範囲 .....	18
10	事務処理等の取扱い .....	19
	（1）使用料の単位等 .....	19
	（2）使用料の支払及び還付 .....	19

11	指定管理者制度導入施設における適用.....	20
	（1）改定された使用料の取扱い.....	20
	（2）減額・免除基準の取扱い.....	20
	（3）減額・免除状況の把握.....	20
12	消費税の取扱い.....	21
	（1）基本的な考え方.....	21
	（2）地方公共団体における消費税の取扱い.....	21
13	見直し時期と定期的な検証.....	22
	（1）定期的な検証と見直し.....	22
14	継続した取組みと検討課題.....	23
	（1）継続した施設運営への取組み.....	23
	（2）今後の検討課題.....	23



## 1 はじめに

本市には、市民の健康増進や産業振興、交流の促進等といった観点から、様々な公の施設が整備されており、日々市民の方々に利用されています。これらの施設の維持管理運営に必要な経費には、利用者が支払う使用料を充てることとなりますが、全ての経費を賄うことができないため、経費と使用料収入の差額は、市民の税によって補われています。

また、各種証明書の発行事務といった行政が提供するサービスの経費については、手数料で負担していただいています。これらに係る経費も全て手数料で賄うことが望ましいのですが、実際は、一部に税が充てられています。

一方、人口減少や公共施設の老朽化、行政需要の多様化などの社会経済情勢の変化に一層適切に対応するため、限られた税をいかに効率的・効果的に活用していくかが大きな課題となっています。

本市は、平成 17 年 11 月に 1 市 3 町が合併し誕生しましたが、使用料や手数料は、合併前の旧市町の考え方で設定されたまま、一貫性がない状況にありました。同様に減額・免除の取扱いに関しても根拠となる条例・規則、基準等の整備状況が、施設やサービスごとに異なっている状況にありました。

平成 27 年度には、公の施設における使用料について行政監査が行われており、経年により算定根拠の合理性が失われ、金額だけが引き継がれている現状や施設所管課においても明確な算定根拠を把握できていない状況にあることが監査結果において指摘されました。

これらも踏まえ、行財政改革推進計画（平成 28 年 3 月策定）では、「持続可能な財政基盤の確立」の取組項目の 1 つとして、「受益者負担のあり方の見直し」を掲げ、施設やサービスの利用者（受益者）と利用しない方（非受益者）との税（公費）負担の公平性・公正性を確保することを目指しました。現在の酒田市総合計画でも、受益者負担の見直しを明記しています。

この方針は、受益者負担の適正化を具体化するために策定し、令和 2 年度には使用料を改定しました。令和 6 年度には、使用料を原則 5 年ごとに必要に応じて見直しすることを踏まえ、方針の一部改訂を行いました。

### 《過去の見直しの実施状況》

平成 31 年 3 月 条例改正、施設使用料の見直し方針の策定

10 月 消費税増税に係る使用料の改定

令和 2 年 4 月 使用料改定の施行

## 2 見直し方針の対象

### (1) 受益者負担の種類

一般的に“受益者が負担するもの”には、下記のものが増えられますが、本方針では、「使用料（主に施設使用料）」を対象とします。

#### 《受益者負担の分類》

- ①使用料 公の施設の利用や行政財産の目的外使用につき徴収されるもの
- ②手数料 特定の者のために提供される事務についてその対価として徴収されるもの
- ③分担金 地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受けるものから徴収するもの
- ④負担金 地方公共団体が、法令等に基づき徴収するもの
- ⑤実費徴収金 地方公共団体が、公権力に基づいて徴収するものでなく、私法上の契約関係に基づき徴収するもの

地方自治法（抜粋）

第225条（使用料）

普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条（手数料）

普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

### (2) 本方針の適用除外

次に掲げるものについては、本方針の適用から除くものとします。ただし、除外されるものであっても、独自に見直すことを妨げるものではありません。

#### 《適用除外とするもの》

- ①法令等により、市が独自に料金設定できないもの
    - ・法令により使用料が徴収できないもの : 例) 図書館の入館料、小・中学校（学校開放除く）
    - ・受益者負担の基準が定められているもの : 例) 市営住宅、保育園
  - ②独立採算の原則により独自の方式で料金を算定しているもの : 例) 上下水道事業、駐車場事業
  - ③財産価値によって設定しているもの : 例) 道路・河川占用料、目的外使用料
  - ④政策的判断が必要で個別に検討を要するもの
    - ・近隣の同種施設の水準に配慮する必要があるもの : 例) 駐車場、宿泊温泉施設、市民会館等
  - ⑤使用料の設定から間もなく、受益と負担の観点で使用料が設定されているもの
- ※ 次回見直しにおいては、見直し対象となることがある。

### 3 本市の公の施設を取り巻く状況

#### (1) 公共施設のあり方

本市においても、高度経済成長期から公共施設等の整備が本格的に進められ、保有している公共施設等の老朽化が進み、今後集中的に更新時期を迎えようとしています。

また、平成の大合併により旧市町でそれぞれ整備していた施設を併せ持つこととなり、機能の重複した施設を複数保有するなど、施設の保有量が増加しています。

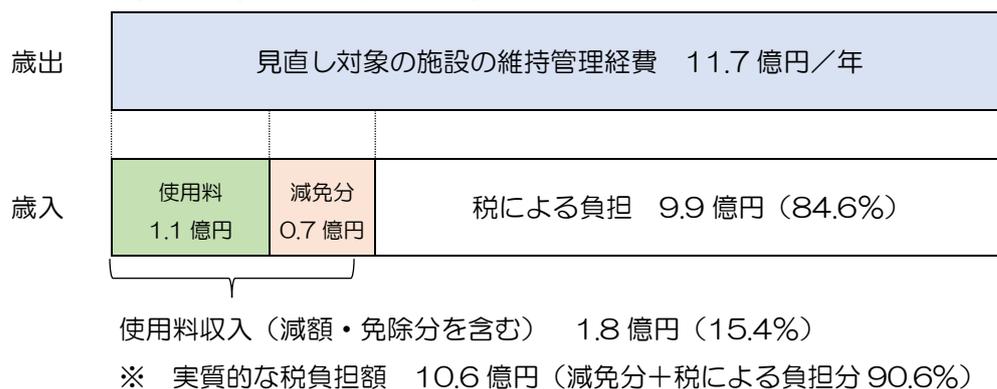
これに加えて、人口減少や少子高齢社会の急進、人口構成の変化等に伴う市民ニーズの多様化等、社会状況が急激に変化しているとともに、東日本大震災などの災害を教訓とした防災対策・危機管理等の新たな行政需要の拡大も見込まれ、財政面においても厳しい状況にあります。

こうした時代の変化に対応していくため、本市が保有する公共施設の量・サービス・運営等の今後の方針を定める「酒田市公共施設適正化基本計画」を策定しました（平成27年3月）。「酒田市公共施設適正化基本計画」では、基本方針として、マネジメントの3原則「量的マネジメント（施設総量の削減）」「質的マネジメント（サービスの向上）」「財政的マネジメント（運営等の効率化）」を掲げ、具体的な取組を計画的に進めていくこととしました。

#### (2) 公の施設の現状分析

本方針の一部改訂にあたり、市内の公の施設の運営状況等について現状分析を行いました（令和4年度決算）。公の施設の管理運営にあたっては、これまででも維持管理経費の削減に努めながら、コスト意識を持って取り組んできました。しかしながら今回の分析では、維持管理経費を使用料で賄っている施設はなく、多くの税で補っている状況にありました。

《公の施設（見直し対象88施設）の運営状況》（令和4年度決算ベース）



このように、施設の維持管理経費は約9割を税で補っている状況にあり、施設の利用者（受益者）と利用しない方（非受益者）の間に、負担に対する不公平が生じている可能性が大きく、受益者負担のあり方が課題となっています。また、使用料の減額・免除の額は、0.7億円で、維持管理経費に占める割合は、約6%にも上っています。

## 4 基本的な方針

### (1) 算定方法の統一・明確化

使用料を決定するに当たっては、行政の透明性の確保の観点から、公共施設の利用者だけでなく、利用しない方に対しても使用料の算定根拠を明確にする必要があるため、算定方法を明確にします。

### (2) 受益者負担の適正化

公の施設は、それぞれの目的に応じて設置されており、使用料は利用の対価として納付されるもので、維持管理経費の一部を賄うものとなります。したがって、不足分は税で賄うこととなるため、利用しない方にも費用の負担を課すものとなります。

受益者と非受益者との負担の公平性・公正性を確保するため、利用者に応分の負担を求めるものとします。

### (3) 受益者負担割合の設定

公の施設は、設置目的や性質が多様であるため、全ての費用負担を利用者に求めることや一律に求めることは、かえって公平性・公正性を損なうものとなります。そのため、それぞれの設置目的や性質に応じ、利用者が負担する割合を設定します。

### (4) 減額・免除制度

使用料の減額・免除は、社会的弱者の支援や教育の振興といった政策的配慮から例外的に実施するものであり、受益と負担の公平性・公正性を確保する観点から、本来は必要最小限度なものとなるべきものです。受益者負担の適正化をより確実なものとするためにも、減額・免除の統一的な基準を別途定め、適切に運用します。

### (5) 効果的・効率的な公の施設運営

公の施設の維持管理経費については、これまでも事務の効率化や効果的な業務委託、適正な人員配置などにより、経費節減の取り組みを進めてきました。

本方針では、施設の維持管理経費が直接的に使用料の原価となるため、今後も引き続き効果的・効率的な施設運営に取り組みます。

◎上記の基本的な方針は、他の受益者負担（手数料等）にも共通するものです。

## 5 受益者負担割合の設定

### (1) 受益者負担割合の考え方

公の施設は、設置目的や性質が多様であり、日常生活に不可欠なもの、民間での提供が難しいもの、特定の市民が利益を享受している施設など様々あります。

一般的に、負担の公平性・公正性を考慮した場合、使用料と税（公費）の負担は折半（受益者負担割合 50%）が妥当と考えますが、施設の特性が多岐にわたるように、これを一律に適用することは、かえって妥当性を欠くとも言えます。このため、受益者負担割合の設定に際しては、①使用料設定の可否、②施設の設置目的を踏まえ、③施設の代替性（市場性）の程度によって定めるものとします。（受益者負担割合 0%、25%、50%、75%の4区分を設定）

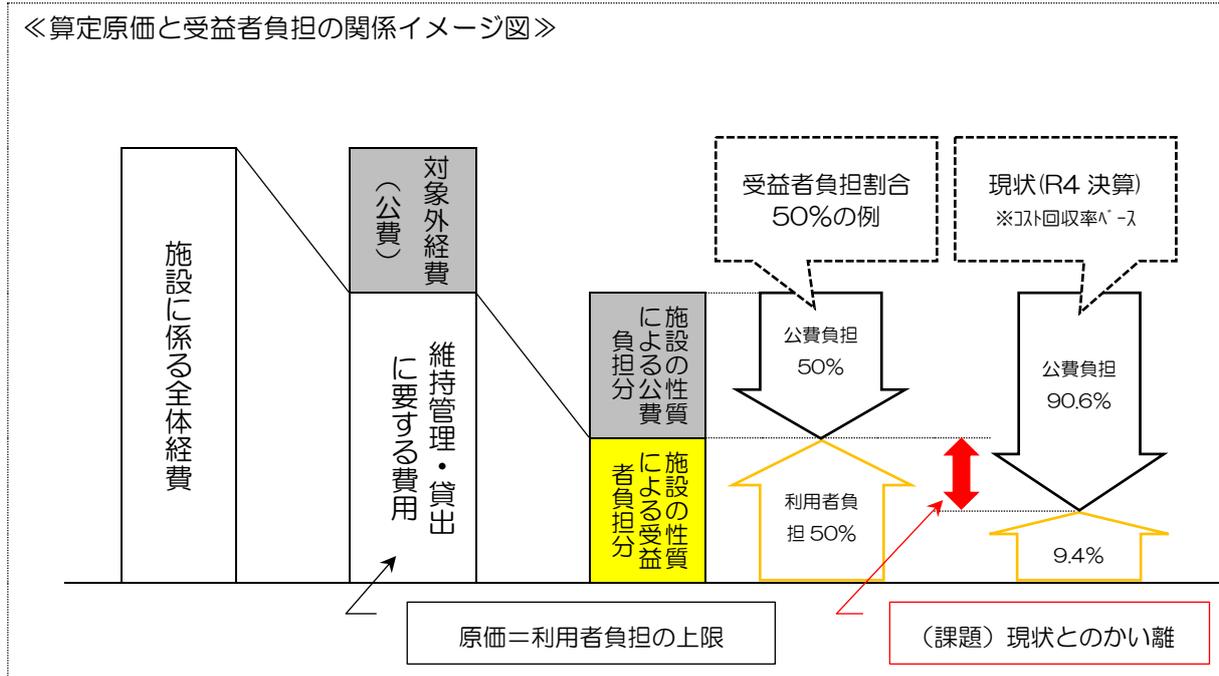
### (2) 受益者負担割合の設定

#### ア 受益者負担割合の視点と基準

視点	基準	受益者負担割合
① 使用料設定の可否	法令等により使用料が設定できない施設 費用負担を想定していない施設	0%
非該当		
② 施設の設置目的	社会的・経済的弱者を支援するための施設 《考え方》 市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するための施設や社会的・経済的弱者支援を目的とする施設は、必要とする人が無理なく利用できるよう配慮する必要がある。一方で、施設の維持管理には経費が掛かることから一定の受益者負担を求めるもの。	25%
非該当		
③ 施設の代替性 （市場性）	②に該当しないが、市民生活の向上のため市が設置する施設	
	区分	基準
	非市場的	主として行政が提供する施設
	市場選択的	現に民間が参入し、又は競合する施設であり、利用者の選択性が高い施設
		負担割合
		50%
		75%
	《考え方》 採算性が低く民間の参入が期待できない非市場的な施設は、行政が関与する必要性が高いと考えられるため、負担割合を50%とする。 民間又は周辺市町でも提供され、かつ、利用者の嗜好により利用される市場的な施設は、公の関与が低いことや受益者負担を低く抑えることにより民業圧迫や新たな参入を損なうおそれがあることを考慮し、負担割合を75%とする。	50% 又は 75%

※ 公の施設は、「住民の福祉を増進するため目的をもってその利用に供するため」に設置され、市民の誰もが利用する機会を有しているため、全ての費用を利用者の負担とすることは適当ではないと整理し、受益者負担割合“100%”は設定しない。

《算定原価と受益者負担の関係イメージ図》



イ 受益者負担割合と該当する分類例

受益者負担割合	分類例
0%	義務教育施設（学校開放を除く）、図書館、道路、公園
25%	福祉施設
50%	コミュニティ施設、集会施設、生涯学習施設、文化施設、文化財施設、体育施設
75%	産業振興施設、保養・観光施設、レクリエーション施設やその要素が高い体育施設

※ 分類は、原則として、施設単位で行うが、複合施設については、設置管理条例も勘案し、機能ごとに設定する。

例) 集会施設と福祉施設の複合施設の場合、集会施設部分「50%」、福祉施設部分「25%」

※ 受益者負担割合は、基本となる使用料区分や一般利用者の料金に適用される。

例) 基本となる使用料区分：「平日午前時間帯の使用料」、「一般の入場料」など

※ 付属設備・備品については、貸室の利用とは別に個々に利用されるものであるため、原則として、受益者負担割合は設定しないものとする。

## 6 使用料の算定

### (1) 使用料の目的

使用料を設定する目的として、下記の点が挙げられます。

#### ア 公平性・公正性の確保

使用料を設定することにより、受益者と非受益者との負担の公平性・公正性を確保することができます。したがって、安易に無料や極端に低廉な使用料に設定することは公平性・公正性を欠くことになり、受益者負担の適正化の趣旨に反することになります。

#### イ 財源の確保

使用料収入は、当該施設の維持管理経費に充てる財源であり、本来は使用料収入によって必要経費を賄えることが望ましいとされています。仮に低廉な使用料を設定すれば、税（公費）での補てんが増加することになり、財政圧迫の要因ともなるため、一定の算定方法に基づき、その範囲内で最大の財源確保に努める必要があります。

#### ウ 効率性の向上

使用料を設定することによって、複数の予約や安易なキャンセルに歯止めがかかるなど、効率的な施設提供が期待できます。

### (2) 使用料の負担範囲

使用料は、公の施設の維持管理経費に充てられるべきものであり、一般の公共用財産は、本来、営利を目的とするものではないことから、利用者の負担総額（＝使用料の総額）は、原則として施設の維持管理経費を上限とします。

### (3) 使用料の算定

利用者に負担を求めるにあたっては、使用料の算定根拠を明確化し、算定基礎となる原価のあり方や利用者が負担する割合等の基本的な考え方を整理します。

《基本算定式》      使用料 = 原価 × 受益者負担割合
---------------------------------

### (4) 算定原価

#### ア 原価の範囲

受益者負担の適正化を行うためには、使用料の算定基礎となる「原価」を明確にする必要があります。

一般的に公の施設に係る経費は、「取得及び建設の費用」「事業や内部管理に要する費用」「維持管理・貸出に要する費用」の3つに分けられますが、“公の施設は市民の共有財産”という考え方より、当面は、「取得及び建設の費用」及び「事業や内部管理に要する費用」を税（公費）負担と位置付け、使用料の算定に用いる原価の範囲としては、「維持管理・貸出に要する費用」とします。

《経費の区分》

区分	項目	負担	公費負担とする理由
① 取得及び建設の費用	用地取得費	公費 (税)	施設が除却されても、用地は市の資産として残存するため（資産として内部蓄積される。）、年次的な経費として使用料に含めるには不向き。
	施設建設費 (減価償却費)		公の施設の整備は市の役割であり、住民の福祉を増進する目的をもって設置された市民全体の財産、かつ、設置目的に合致する限り誰でも利用できるものであるため。 ※ 機能強化につながる大規模修繕費を含む。
② 事業や内部管理に要する費用			間接的費用：通常のサービスを提供するのに直接関連しない内部管理部門における経費のため算定経費には含まない。  臨時的費用：災害による現場復旧に要した費用やイベントに要した費用等その年度のみ臨時的・一時的に要するもので、本来、提供するサービスとは目的が異なるため。  特定の個人の便益に要した費用：講座等で使用する教材等に係る費用などは、原則、利用者が負担し、施設を利用する全ての利用者に転嫁すべきものでないため。
③ 維持管理及び貸出に要する費用	②に該当しない人件費、物件費、維持補修費	利用者 (使用料)	

イ 原価の内容

使用料の算定に用いる原価の対象とする経費は、次のとおりとします。

項目	内容
人件費	<p>施設の日常的な維持管理や貸出業務に従事する市職員等の人件費（直接的人件費）</p> $\text{人件費（正職員）} = \text{年間人件費} \times \text{業務量}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>人件費の算定基礎：職員給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、期末勤勉手当、地方公務員共済組合等負担金、災害補償費から算出。 ※ 年間人件費＝6,854 千円（令和4年度決算額）</li> <li>「業務量」とは、職員一人あたりの年間業務量を「1」とした場合に、その業務に要する仕事の量を数値化したもの。</li> <li>会計年度任用職員は、実額とする。</li> </ul>
物件費	<p>施設の維持管理をする上で必要なコストで、短期間に消費する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な費目：賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、食糧費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）、使用料及び賃借料、委託料、その他維持管理に要する経費</li> </ul>

維持補修費	<p>施設の効用を保全するための経費で、施設や設備が老朽化した場合など従前と同様の機能が維持できるよう補修工事等を実施する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な費目：施設や設備の修繕料（1件 60万円未満）</li> </ul> <p>※ 60万円以上の修繕については、資産価値の上昇（効用の向上）と捉え、原価には算入しない。</p>
-------	---

#### ウ 算定年度

維持管理・貸出に要する費用は、算定前年度の決算額をベースにその後3か年の予算額、見込額を用います。ただし、今後発生が見込まれる費用（法定点検費用など）や定期的なメンテナンス費用は、算入するものとします。

#### エ 端数処理

利用者の利便性や料金の事務処理の効率化を図る点から、使用料の端数処理は、10円単位（単位未満切捨）とします。ただし、10円単位とすることが適当でない場合その他必要がある場合は、根拠を明確にした上で10円単位以外の単位に調整できるものとします。

#### オ 使用料の決定

使用料を改定する場合は、本方針に基づき計算した原価を基に、現行の使用料や周辺市町、民間との料金を比較及び政策的要素を考慮した上で、最終的に決定するものとします。

#### カ 原価に係る留意事項

##### ①複合施設の場合

複合施設の経費は、全ての経費のうち当該施設に係る部分のみ算入する。この場合、子メーターがない等により区分できない場合は、施設機能ごと面積按分する。ただし、単純に面積按分することが著しく不合理な場合は、その他の合理的な方法により按分します。

※ 共用部分についても、上記面積比により、面積を按分し経費を積算する。

##### ②新設施設の場合

原則として計画・整備時に供用後の維持管理経費を試算し、原価とします。ただし、初回のみ類似施設の使用料を参考に設定することができるものとしますが、次回見直しでは、当該施設の維持管理経費を基に再算定（改定額の上限の適用外）するものとします。

##### ③指定管理者制度導入施設の場合

指定管理者制度導入施設は、指定管理業務における経費とその他市が負担する経費の総額を原価とします。

(5) 具体的な算定方法

使用料は、会議室1室や体育館1面あたりの料金として算定する「貸室等の使用料」と1人あたりの料金として算定する「個人利用に係る使用料」に分けて算定します。

ア 貸室等の使用料

貸室（会議室、体育館）など一定のスペースを貸し切りで使用（占有）する施設（＝ひと部屋あたりの使用料を設定する施設）

例）コミュニティセンター、農村環境改善センター、体育館、グラウンド等

算定方法	
① 1㎡あたりの年間原価	＝原価÷貸室の総延床面積
② 1㎡あたりの時間原価	＝①÷年間開館時間÷稼働率
③ 受益者負担単価	＝②×受益者負担割合
④ 会議室Aの時間単価	＝③×会議室Aの面積
⑤ 使用料	＝④×貸出単位（1コマあたり）

＜例＞公の施設の「会議室A」を1コマ（4時間）利用する場合

【算定条件】

区分	会議室A (貸室(占有))	会議室B (貸室(占有))	事務室 (共用)	トイレ・廊下 (共用)	延床面積
面積 (㎡)	200	50	50	100	400

- ・年間原価 : 4,500,000 円
- ・年間開館時間 : 4,200 時間 (350 日×12 時間/日)
- ・施設稼働率 : 50% (45.2%)
- ・受益者負担割合 : 50%
- ・貸出単位 : 1コマ4時間 (午前、午後、夜間の区分)

【算定例】

- ① = 4,500,000 円 ÷ 250 ㎡ = 18,000 円/㎡
- ② = 18,000 円/㎡ ÷ 4,200 時間 ÷ 0.5 = 8.5 円/㎡/h
- ③ = 8.5 円/㎡/h × 0.5 = 4 円/㎡/h
- ④ = 4 円/㎡/h × 200 ㎡ = 800 円/h
- ⑤ = ④ × 4h = 3,200 円

※ 事務室やトイレなどの共用部分に要する費用についても、貸室を管理・提供する上で必要となる経費のため、使用料の原価に含める。(個人利用に係る使用料も同様の取扱い)

※ 施設の稼働率については、利用実態を反映させるため算定前年度の利用状況を勘案して設定する。例)「稼働率」＝貸出コマ(時間)数/貸出可能コマ(時間)数

※ 稼働率は10%ごとの繰り上げとし、0%は1%に繰り上げる。

例) 0%→1%、31.1%→40%

※ 稼働率が不明な施設は、稼働率を30%とすることで、次回見直し時に調査を行うこととする。

例) 見直し対象施設の平均稼働率が20%台のため、繰上げ処理し30%とする。

#### イ 個人利用に係る使用料

不特定多数の個人が同時に利用する施設 (= 1人1回あたりの使用料を設定する施設)

例) 美術館、プール等

算定方法	
① 1人あたりの原価	= 原価 ÷ 年間利用者数
② 1人あたりの使用料	= ① × 受益者負担割合

《例》 1人あたりの入場料の場合

【算定条件】

区分	展示室・ホール (個人利用)	事務室 (共用)	トイレ・廊下 (共用)	延床面積
面積 (㎡)	300	50	150	500

- ・ 年間原価 : 10,500,000 円
- ・ 年間開館時間 : 3,500 時間 (350 日 × 10 時間 / 日)
- ・ 年間利用者数 : 10,000 人 (H30 : 9,900 人、H31 : 10,000 人、H32 : 10,100 人)
- ・ 受益者負担割合 : 50%

【算定例】

$$\text{①} = 10,500,000 \text{ 円} \div 10,000 \text{ 人} = 1,050 \text{ 円} / \text{人}$$

$$\text{②} = 1,050 \text{ 円} \times 0.5 = 525 \text{ 円} / \text{人}$$

※ 「年間利用者数」については、算定前年度の実績値をベースにその後3か年の利用見込者数を用いるものとする。

#### ウ その他

貸室と個人利用を併用している施設については、前述アとイに区分し、それぞれの算定方法により使用料を算出します。

また、使用料の対象となるエリアが全て重複する場合 (使用料を徴収する貸室と個人利用できる部屋が全く同じ等) には、利用の実態を勘案して、ア又はイのいずれかの算定方法により使用料を算出します。

## 7 付帯的な使用料の取扱い

### (1) 冷暖房使用料

貸室の利用と同時に冷暖房設備を利用している状況、適切な利用環境を保つために冷暖房の利用が必要不可欠になっている現状（夏の熱中症対策や冬の防寒対策、24時間換気など）、わかりやすい使用料設定の観点から、原則として冷暖房使用料は設定しません。

※ 国体記念体育館及び武道館については、施設の構造を考慮し、冷暖房使用料を設定する。

### (2) 付属設備使用料

付属設備使用料については、本方針とは別に算定します。ただし、当該使用料を算定する場合には、合理的方法により当該設備に係る経費を施設使用料の原価から除くものとします。（原価の二重計上の防止）

※ 屋内照明設備については、冷暖房使用料と同様の取扱いとする。

#### 《付属設備の例》

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ①メンテナンスや稼動に多くの経費が掛かる設備 | 例) 音響・舞台設備、リフト設備 |
| ②利用実態が明確に分かれる設備        | 例) 屋外照明設備        |
| ③貸室の使用の有無と関係なく使用できる設備  | 例) トレーニング器具      |

(参考) 付属設備使用料 = 設備にかかるトータルコスト ÷ 年間利用回数

#### 《体育施設における会議室等の取扱い》

体育施設の利用実態に鑑み、体育施設に付属する会議室等は、原則として単独での使用料設定や貸出は行わず、アリーナ等を使用する場合に貸し出すものとします。

ただし、武道館については、多目的に活用できる点や会議室のみの利用需要が多いことを考慮し、従前どおりの取扱いとします。

施設名	対象会議室名	条例上の取扱い
光ヶ丘野球場	会議室、スコアボード	条例対象外
国体記念体育館	図書室、視聴覚室、研修室、弓道場控室、選手控室 A1、選手控室 A2、会議室、役員・指導員室	
平田 B&G 海洋センター体育館	ミーティングルーム	
武道館	第1会議室、第2会議室（2室連続利用が可能）	従前のとおり規定

※ 具体的な運用について、施設所管課において設定する。

### (3) 備品使用料

#### ア 有料備品の考え方

備品使用料については、付属設備使用料と同様の取扱いとし、原則として当該備品が特定の者により使用され、その使用者が特別な利益を受けると考えられる場合、当該備品に使用料を設定することができるものとします。

$$\text{(参考) 備品使用料} = \text{備品購入費} \div \text{耐用年数} \div \text{年間利用回数}$$

※ 耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による。

#### イ 減価償却が終了した有料備品の取扱い

減価償却が終了している備品やこれまでの備品使用料の累積が購入費用を上回った備品は、無料とすることも考えられますが、これまで使用してきた方との公平性・公正性を考慮し、経年による備品使用料の変更は行わないものとします。

◎備品使用料は、種別や品目が多岐に渡り、統一的な基準による見直しが困難なため、基本的には現行の使用料を継続するものとし、利用状況等を検証の上、必要に応じて見直すものとします。

#### 《付属設備・備品使用料の設定例》

酒田市民会館設置管理条例施行規則 一部抜粋

#### (付属設備の使用料)

第5条 条例別表に規定する付属設備の使用料の額は、別表のとおりとする。

別表（第5条関係）

舞台設備	付属設備の名称	単位	使用料
	オーケストラピット	1式	4,190円
	音響反射板	1式	4,190円
	高座用座布団	1枚	110円
照明設備	ポーターライト	1列	730円
	サスペンションライト	1列	1,050円
	照明機器持込料	1キロワット	220円
音響設備	拡声装置（大ホール）	1式	3,000円
	拡声装置（小ホール）	1式	1,500円
	ラジオ放送	1回	8,380円

## 8 利用者・利用方法による料金の調整

### (1) 利用者の性質による取扱い

#### ア 個人利用等の料金

個人利用に係る使用料（観覧料、入場料）については、負担能力等を勘案し、基本となる料金（一般料金等）に一定の割合（減額率）を乗じたものを使用料として設定することができるものとします。ただし、下表の区分以外の減額対象や減額割合を設定する場合は、料金設定の考え方を整理した上で、設定するものとします。

#### 《利用者区分による使用料》

区分	対象	使用料の割合
子ども料金	未就学児童（小学校の就学年齢に満たない児童や乳幼児）	無料
	小学生	一般料金の30%
中学生料金	中学生	
高校生料金	高校生	一般料金の50%
障がい者料金	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方	一般料金の50%
団体料金	20人以上で使用（占用）、又は入場（観覧）する場合	各料金の80%

※ 障がい者料金が適用される方の介助者1名についても一般料金の50%とする。

#### イ 市外利用者の取扱い

公の施設の利用に係る恩恵は、市民が優先して受けるべきであり、負担の公平性・公正性及び市民優遇の観点から、市民以外の利用により市民の利用に支障が生じる場合又は市民以外の利用が特に多い場合は、受益者負担割合が100%となる水準の使用料を市外利用者の使用料とし、又は予約の取扱いや利用方法に差を設けることができるものとします。

例) 受益者負担割合50%の施設の場合、市外利用者については割合を100%とする。

#### 《市外利用者の判断基準》

区分	基準
個人	当該個人の住民登録地
団体	①法人格を有する団体：本社又は営業所等の所在地 ②法人格を有しない団体：主たる事務所の所在地 ※ ②のうち主たる事務所を有しない団体：当該団体の代表者の住民登録地

※ 庄内北部定住自立圏形成協定に基づき、広域的な施設利用について明確に定める場合は、構成市町の居住者も「市内利用者」の取扱いに準じるものとする。

※ 市と共催して事業を実施する場合、市外利用者であっても「市内利用者」とみなす。

(2) 営利目的利用の取扱い

施設の有効活用と利用拡大を図る目的から、営利目的での利用についても認める（法令等で営利目的での利用が制限される施設は除く。）こととし、その際は、基本となる使用料より割増しした使用料を徴することとします。なお、市外利用者の取扱いと同様に営利目的利用者の受益者負担も受益者負担割合が100%になる水準を基本とし、適切な負担を求めるとします。

《割増基準及び割増率》

割増基準	割増率	事例
営利目的で利用する場合	2倍	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業が利用する場合（講習会、相談会、説明会、試験・研修等、将来的に収入確保が見込まれるもの）</li> <li>物販行為</li> </ul>
入場料を徴収する場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>入場料（入場料とみなされるものを含む。）を徴収する場合（営利・非営利を問わない。）</li> </ul>
営利目的で入場料を徴収する場合（興行利用）	5倍～	<ul style="list-style-type: none"> <li>入場料を徴収するプロスポーツのイベント</li> <li>有名アーティストによるコンサート</li> </ul>

※ 営利目的で入場料を徴収する場合は、5倍以上の設定も可能とし、その判断はプロ（職業的）であるか、イベント等があるか等を基準に判断する。

※ 「営利」とは、催しの内容のみで判断するのではなく、団体の性質を含め判断する。

例) 営利活動により得た利益を特定人に帰属させ、事業拡張のため活動している団体の活動

※ 「入場料を徴収する場合」には、単に実費を賄うために入場料等を徴収する場合は含まない。

※ 営利目的外で施設を利用し、付随的に物販を行う場合（物販の売り上げが、施設利用に係る経費を上回らない程度）は、営利目的の取扱いから除外する。

従前のとおり、申請者は、事前に施設所管課へ物販の届出をすること。

※ 慈善興行で入場料を徴し施設を利用した場合は2倍の割増率を適用する。「慈善興行」の定義については、国税庁法令解釈通達基本通達を参考とする。

① 催物に係る純益の金額の全額が教育（社会教育を含む。）、社会福祉等のために支出されるもので、かつ、当該催物に参加し又は関係するものが何らの報酬も受けないもの

② 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者を参加者又は出演者等とする興行（その興行収入の相当部分を企業の広告宣伝のための支出に依存するものについては、これにより剰余金の生じないものに限るものとし、その他の興行については、その興行のために直接要する会場費、人件費その他の経費の額を賄う程度の低廉な入場料によるものに限る。）

※ 交流人口の拡大を図る観点から、旅行に関する業務を取り扱う業者が主催する旅行に係る入場料・観覧料については、一定の割引（10%）を行うことができるものとする。

例) 山王くらぶ、土門拳記念館、旧鎧屋、美術館の入館料・観覧料

※ 酒類を伴う飲食利用時の割増設定については、清掃や廃棄物処理の作業等を考慮し、従前のとおりとする。 例) 勤労者福祉センター、出羽遊心館

### (3) 時間帯別・曜日別の取扱い

#### ア 夜間、土日祝日の取扱い

施設によっては、夜間や土日祝日に利用が集中するため、利用の分散化を図る目的で割り増し料金を設定することも考えられますが、一般的に曜日や時間帯による施設の維持管理経費に大きな違いがない点、日中又は平日の利用が困難な市民との公平性・公正性の確保の観点から、原則として夜間、土日祝日による使用料の差は設けないものとします。ただし、利用時間数の違いによる使用料を設定できるものとします。

なお、施設の利用実態等を考慮し、特定の曜日や時間帯に利用の偏りが顕著である場合など、使用料に差を設ける合理的な根拠がある場合は、空き時間帯の利用促進といった観点から使用料を設定することができるものとします。

#### イ 条例等で定められた開館時間以外の取扱い

本来、公の施設は条例で定められた開館時間以外には利用できませんが、施設を有効活用していくため、特別に施設設置者が認めた場合は、開館時間外にも利用することができます。この場合は、本来閉館しているところを特別に開館することによって、特別な経費がかかることから、通常よりも割り増しした使用料を徴収することができるものとします。

### (4) その他の調整項目

#### ア 施設の老朽度・グレードの取扱い

施設の使用期間は、長期間に渡るため、経過年数に応じた使用料設定を行うと後年度の利用者ほど負担が増すことを考慮し、老朽度を勘案した使用料は設定しません。

グレードについては、特定の目的をもって整備された経緯と他室との利用環境の差や備え付けの備品や設備を考慮して、使用料の差を設けることができるものとします。

◎現在の特別室等の使用料は、施設の内容を反映した料金設定となっているため、基本的には現行の比率（基準となる貸室との比率）を採用するものとします。ただし、その他に根拠を示す場合は、この限りではありません。

例) 中央公民館「特別会議室」「応接室」、出羽遊心館「茶室」等

#### 《グレードの考え方の例》

区分	現行使用料	基準との比率	改定使用料	考え方
会議室 (40㎡) ※基準となる貸室	540		810	基準 の3倍
特別会議室 (55㎡)	1,620	3	<b>2,430</b>	

## イ 用途・目的別区分の使用料

使用料の算定は、施設それぞれの維持管理経費をもとに行うため、同種の施設であっても、使用料に差が生じることがあります。例えば、Aコミセンの会議室とBコミセンの会議室は、面積や設備が同等であるにもかかわらず使用料に差があると、公平性・公正性が損なわれ、利用の偏りが懸念されます。そのため、同程度の設備を有し同様の用途で使用される同種施設については、統一料金を適用することができるものとします。

### 《用途・目的別区分の例》

区分	対象施設	統一する料金体系
コミュニティセンター	各コミュニティセンター（35施設）	①会議室、②調理実習室、③集会室の区分ごとの使用料
農村環境改善センター	各農村環境改善センター（3施設）	①研修室、②調理実習室、③多目的ホールの区分ごとの使用料
農林研修施設	浜中農村研修センター、みどり館、やまもと農村交流センター、スマート農業研修センター	①会議室、②加工実習室、③多目的ホールの区分ごとの使用料
文化施設	土門拳記念館、美術館	1人あたりの入館料
テニスコート	光ヶ丘テニスコート、国体記念テニスコート、八森テニスコート	1面1時間あたりの使用料 ※ ひらた生涯学習センターのテニスコートも準用する。
体育館	（小規模） 勤労者体育センター、亀ヶ崎記念会館、南体育館、平田 B&G 海洋センター体育館 （中規模） 八幡体育館、松山体育館	規模に応じた全面1時間あたりの使用料（延床面積に応じ、中小で区分け）
グラウンド	飯森山多目的グラウンド、光ヶ丘多目的グラウンド、松山多目的運動広場、眺海の森多目的グラウンド	1㎡1時間あたりの使用料
武道館	相撲場	館内相撲場と相撲場（屋外）の使用料
勤労者福祉センター		展示ホール、研修室、会議室、着付教室の使用料
中央公民館		①小会議室、②中会議室、③大会議室の区分ごとの使用料
出羽遊心館		和室の使用料（和室1、2、3）

※ 統一料金の適用は、基本的な算定式の例外となる場合もあるため、上記以外の用途においても適用する場合には、十分検討した上で、設定するものとする。

※ 平均する貸室の面積に大きな差が生じる場合は、中央値を採用する。

## 9 改定額の範囲

本方針に基づいて算定された使用料（試算額）が、現行の使用料（＝貸室の使用料）を大幅に上回る場合には、利用の大幅な低下を招くことを考慮し、改定額について上限等を設定するものとします。また、算定された使用料が、現行の使用料を大幅に下回る場合には、類似施設と比較して著しく減額となることを考慮し、改定額について下限等を設定できるものとします。

改定額の設定は、算定された使用料と現行使用料とのかい離率（算定使用料÷現行使用料）に応じた使用料を適用します。

### 《適用される使用料の取扱い》

R2 改定		R7 改定	
かい離率	使用料	かい離率	使用料
0.8 未満	R2 算定使用料	0.8 未満	R2 改定後使用料×0.8
0.8～1.2 未満	R2 改定前使用料	0.8～1.2 未満	R2 改定後使用料
1.2～2.0 未満	R2 算定使用料	1.2 以上	R2 改定後使用料×1.2
2.0 以上	R2 改定前使用料×2.0		

※ かい離率が 0.8～1.2 未満のものについては、コストの年次変動や改定範囲を限定する意味合いから、現行使用料に据え置く。

【イメージ】 現行使用料が 500 円で、算定された使用料が 1,500 円となった場合



## 10 事務処理等の取扱い

### (1) 使用料の単位等

#### ア 使用料の単位（貸出単位）

使用料は、原則として一つの貸室を1時間使用した場合の単価で設定します。ただし、複数時間を1貸出単位とすることで利用者の利便性に資する場合は、前述の設定によらないこともできるものとします。なお、使用時間には、原則、準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとします。また、不特定多数の方が同時利用可能な施設は、1人1回あたりの料金（入場料など）を設定するなど、利用実態に応じた貸出単位とします。

#### イ 使用料徴収の対象

貸室施設は、主に団体による利用を目的としていることから、特に条例等で規定されている場合を除き、基本的には団体利用における使用料とします。また、個人利用の施設については、個人利用における使用料とします。

### (2) 使用料の支払及び還付

#### ア 使用料の支払方法

施設を使用する場合、使用料は、使用許可後、速やかに利用者が納付すること（前納）を原則とします。これは、使用許可を受けた時点から、利用者には使用料を支払う義務（債務）が生じると考えられるためです。ただし、使用料の滞納が発生しない取組みを講じた場合は、これによらないこともできるものとします。

使用料の支払方法は、公金の取扱いの適正性を確保するため、施設窓口での現金での納付としますが、これによらない場合は、明確な公金の取扱規程等を定めた上で、運用するものとします。

#### イ 使用料の還付

納付された使用料は、単に使用しなかったことを理由に使用料の還付を認めると、使用することが不確実でも安易に使用申請することにつながり、施設を運営する上で支障が生じるおそれがあります。したがって、施設の適正利用を図る観点から、原則、還付しないものとしますが、次の場合に限り、利用者に使用料を還付することができるものとします。

#### 《還付の要件》

- ①施設管理者の都合や災害等によって、使用の許可を取り消し、又は変更された場合
- ②利用者があらかじめ使用許可の取消し、又は変更を申し出たものについて、市長が返還することが妥当と認めた場合
- ③その他利用者の責めに帰すことができない事由（不可抗力など）により、施設を利用することができなかった場合

## 11 指定管理者制度導入施設における適用

### (1) 改定された使用料の取扱い

本方針に基づく改定額は、指定管理者が設定する“利用料金”ではなく、各施設の設置管理条例に規定する使用料（＝利用料金の上限額）となります。したがって、当該施設の利用料金は、指定管理者が設定するものとします。

また、使用料の改定に伴う指定管理料については、市で再算定の上で指定管理者と協議するものとします。（必要に応じ、年度協定の変更も行う。）

### 《具体的な取扱い》

#### ①改定使用料が現行の利用料金を上回る場合（改定使用料＞利用料金）

- ・原則、指定期間中は、現行の使用料を基本とし、使用料の改定に伴う利用料金の改定は、新たな包括協定締結時からとします。（消費税率改正相当分は除く。）ただし、施設運営上の観点から利用料金の改定が必要な場合は、市と指定管理者とで協議の上、利用料金を変更することができます。その際は、指定管理料についても併せて協議するものとします。

#### ②改定使用料が現行の利用料金を下回る場合（改定使用料＜利用料金）

- ・リスク分担表の「行政的理由」に基づく取扱いとし、改定使用料との差額（減収分）は、客観的かつ合理的な範囲において、市が負担します。

### (2) 減額・免除基準の取扱い

利用料金の減額・免除は、指定管理者に市長の権限を委ねる形で行うのではなく、指定管理者が自らの権限に基づいて実施する行為となるため、原則として、市の減額・免除基準に変更が生じた場合であっても、利用料金の減額・免除に係る市からの補てんは行いません。ただし、市より減額・免除の実施を指示された場合は、リスク分担表の「行政的理由」に基づく取扱いとし、当該減額・免除に伴う減収分は、客観的かつ合理的な範囲において、市が負担します。

### 《留意事項》

#### ①指定管理者が減額・免除基準を設定する場合は、事前に市と指定管理者とで協議した上で減額・免除の可否やその基準を決めることとします。

#### ②指定管理者は、利用者に対して、当該減額・免除基準の適用が指定期間内に限定される旨を周知することとします。

### (3) 減額・免除状況の把握

市は、指定管理者による減額・免除の実態を適正に把握するため、指定管理者に減額・免除状況（団体、月、料金設定ごとの件数・金額等）に係る資料を求め、確認・監督するものとします。

## 12 消費税の取扱い

### (1) 基本的な考え方

消費税法の趣旨に則り、消費税法第6条に規定されているものを除き、使用料には消費税及び地方消費税を転嫁するものとし、原則として内税方式により徴収します。

《基本的な考え方》	(原価 × 受益者負担割合)	×	消費税率
-----------	----------------	---	------

なお、原価にも消費税相当額が含まれており（光熱水費、委託料など）、使用料（歳入）ベースでさらに消費税率を上乗せすると消費税の二重課税ではないかという疑義が生じますが、この考え方については、次のとおり整理されます。

### (2) 地方公共団体における消費税の取扱い

市の歳入となる使用料も消費税の課税対象となります。消費税は、市民が市に対して支払う使用料にも含まれますが、使用料の算定原価にも含まれています。民間企業であれば、支出に係る経費の消費税と収入に係る消費税の差額を「消費税額」として納税するものとなりますが、消費税法第60条第6項の規定により、国・地方公共団体等においては、支出と収入の消費税額は同額とみなすものとし、納付する消費税額はなくなるという特例が設けられています。したがって、使用料に消費税相当額を上乗せしない場合、使用料算定に係る消費税相当額を支払うのみとなることから、使用料自体に消費税率を乗じ、消費税の納付額を0円とするものです。

#### 消費税法（抜粋）

##### 第60条（国、地方公共団体等に対する特例）

国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業のうち政令で定める特別会計を設けて行う事業については、一般会計に係る業務として行う事業とみなす。

6 第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第30条から第39条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

### 13 見直し時期と定期的な検証

#### (1) 定期的な検証と見直し

本市を取り巻く社会経済情勢や利用実態、施設の維持管理経費の縮減努力等を的確に反映するとともに、適正な受益者負担を確保するための検証を原則5年ごとに行うものとし、その上で必要に応じ、見直しを実施します。

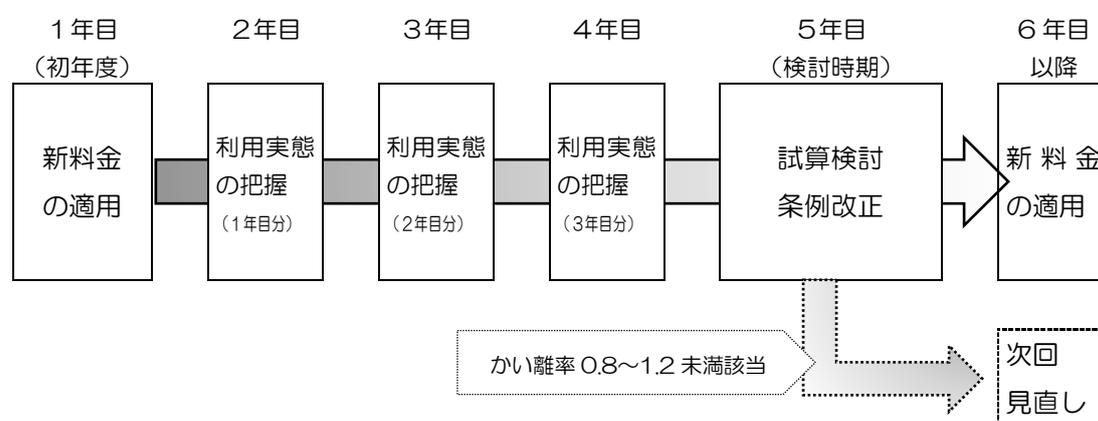
なお、使用料の改定にあたっては、条例等の一部改正も必要であることに加え、市民への周知期間（最低3か月程度）等も必要になってくるため、適正な時期を見極め実施するものとします。

また、公共施設等総合管理計画の見直しの機会、指定管理者導入施設における指定管理期間終了時、建設・改修等を行う施設における工事完了時など、必要に応じて適切な時期に見直しを行うことができるものとします。

#### 《検証の留意点》

- ①使用料算出の算定根拠（原価等）の調査
- ②施設利用実態の把握（利用状況や減額・免除状況など）
- ③効率的な運営やサービス向上努力の取組状況
- ④見直し実施による効果（額）の把握 等

#### 【見直し時期のイメージ】



## 14 継続した取組みと検討課題

### (1) 継続した施設運営への取組み

市は、公平かつ公正な使用料を設定するため、恒常的に効率的な施設運営による利用者負担の軽減やサービス内容の拡充及び利用率の向上を目指していく必要があります。そのため、主に次の点について重点的に取り組めます。

#### ア 経費削減のための取組み

- ①管理業務内容の定期的な見直しを行い、経費の削減に努めます。
- ②民間のノウハウを活用し、維持管理経費の抑制に努めます。
- ③利用実態や施設のあり方を踏まえ、適切な維持管理に努めます。
- ④コスト状況を掲示するなど施設の運営状況の周知に努めます。

#### イ サービス内容の拡充のための取組み

- ①各施設の清掃や備品管理の徹底など施設の環境整備に努めます。
- ②各種広報媒体や施設窓口において、情報提供・周知を行い、利用者の増加を目指します。
- ③利用者のニーズを的確に把握するため意見箱の設置等を進めます。
- ④時間貸し、部分貸しの導入など柔軟性のある施設利用について検討します。

### (2) 今後の検討課題

#### ア 原価の範囲のあり方

現時点では、既存施設の建設費用は原価とせず、公費負担としていますが、適正な世代間負担の観点から、減価償却費の原価への算入についてもさらに検討を行います。

#### イ 無料施設の有料化の検討

使用料を徴収していない公の施設（学校開放を含む。）についても、有料施設との公平性・公正性の確保、資産の適正管理・有効活用の観点から施設所管課が主体となり有料化（実費徴収の実施を含む。）を検討していきます。（有料の施設を無料化する場合も同様）

#### ウ 公の施設の適正化の検討

公共施設適正化基本計画でも示したとおり、現在保有している公の施設を全て維持し続けることは、多額の費用を要し、今後、財政的にも非常に大きな負担となることが予想されることから、効率的・効果的な公共施設の量・サービス等の適正化を図っていきます。

## <参考>主なQ&A

Q1 小学生、中学生、高校生などの利用は、どのように年齢を確認するのか。

A1 基本的に口頭で確認します。ただし、必要に応じて生徒手帳、学生証等で確認するもの  
とします。

Q2 障がい者の方の利用は、どのように確認するのか。

A2 基本的に口頭で確認します。ただし、必要に応じて各種障がい者手帳等（貸室利用の場  
合は、名簿等の提出）で確認するものとしてします。

Q3 個人料金（入館料、入場料等）における小学生、中学生、高校生などの取扱いは、市外  
利用者も適用されますか。

A3 市外利用者の規定が無い場合、上記区分の料金は、市外利用者にも適用されます。

Q4 「営利目的」利用はどのように確認するのか。

A4 基本的には、使用申請時に口頭で確認します。口頭での判断が難しい場合は、事業計画  
書や予算書などの提出を求め、それらを踏まえて判断するものとしてします。

※入場料を徴収する場合であっても、それらが単に実費を賄うためだけに徴収する場合は、  
営利目的の対象外とする。（事業計画書等で要確認）